設立時の財産目録の明細書

Ａ．基本財産

土 地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所 在 地 | 面　　　　積 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  | ㎡ | 円 |  |

※ 不動産の鑑定書を添付すること。

建 物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所 在 地 | 延 　面 　積 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  | ㎡ | 円 |  |

※ 不動産の鑑定書を添付すること。

Ｂ．通常財産

預 金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 預　　金　　先 | 種　 類 | 口　　 数 | 金　　　　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| ○○銀行○○支店  △△銀行△△支店 | 普通預金  定期預金 | １  １ | 円  円 |  |
| 小　　　　　計 |  | ２ | 円 |  |

※ 銀行等の預金残高証明を添付すること。（拠出（寄附）額以上の残高があれば可）

医業未収金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　類 | 月　　　　分 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| 社会保険診療報酬  〃  国民健康保険診療報酬  〃 | ○月分  △月分  ○月分  △月分 | 円  円  円  円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

※ 銀行等への振込通知書の写しを添付すること。

※ 対象月は、財産目録の作成時点の該当月（及びその前月）とすること。

医薬品等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| 医　　薬　　品  診　療　材　料 | （別紙明細） | 円  円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

医療用器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| エックス線装置  電　気　メ　ス | １  １ | 円  円 |  |
| 小　　　　　　　計 | ２ | 円 |  |

※ 減価償却一覧表（固定資産台帳）、評価書を添付すること。

※ 品名は、減価償却一覧表（固定資産台帳）上の名称で統一すること。

車両船舶

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  |  | 円 |  |

※ 減価償却一覧表、評価書を添付すること。

※ 車両については、法人の業務の用に供し、原則として、駐車禁止除外指定等を受けたものであること。

電話加入権

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 局　　　　　　　番 | 番　　　　号 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  |  | 円 |  |

その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評 　価 　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| 保証金（土地） |  | 円 |  |

※ その他の例としては敷金、保証金などが考えられる。預り証がある場合は添付すること。

　 また、必要に応じ評価書を添付すること。

（作成上の注意）

1. 現金以外の財産の拠出（寄附）について、詳細に記載すること。

（主な現物拠出（寄附）財産の種類と評価額）

　　預金　・・・・・・・・・　残高証明の額の範囲

　　医業未収金　・・・・・・　前年実績等からの推計値

　　医薬品、材料等　・・・・　帳簿価額

　　不動産、借地権　・・・・　不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

　　建物（その付属設備を含む）・・・・・・・・　減価償却した簿価

　　医療用器械備品（その付属設備を含む）・・・　減価償却した簿価

　　その他の器械備品（その付属設備を含む）・・　減価償却した簿価

　　電話加入権　・・・・・・　時価

　　保証金等　・・・・・・・　契約書の金額

　　　　　　　　　　　　　　　（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）

1. ２以上の施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。

３．有形固定資産(非償却資産を除く。)については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)

４．社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が５百万円以上の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要であること。

　　　［記載例］

　　　　　拠出額の合計は、XX,XXX,XXX円とする。

　　　　上記拠出金額は相当な金額であることを証明します。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　職名　　　　　　　氏名